

【事 例】

教諭Aは、女子バスケットボール部の練習試合でプレーの指導を行う際、指示したプレーをしないなどの理由で生徒に対して何度も暴言を吐いたことがある。

また、指示したことができずプレーの約束事が守れない生徒の左足膝の外側を蹴った。さらに、練習試合では、指示したプレーをしていないことから、右足の裏で当該生徒の腹部を蹴るとともに、右掌で当該生徒の左ほおをたたいた。

このほか、4人の生徒に対して、指示したプレーをしないなどの理由で、右掌で生徒の左ほおをたたいたり、右足で生徒の左足膝の外側を蹴ったりするなどの行為を複数回繰り返した。

○教諭Aの考え

- ・ 試合に勝たせたいという思いから指示したことができないときや、プレーで約束事を守れないときに、感情的になりすぎて、乱暴な言葉を浴びせてしまった。
- ・ この程度のことは、体罰に当たらないと思っていた。
- ・ 部活動の顧問をやりたくて、教員をしてきたのに、顧問から外されることをしてしまった。他の先生から助言をもらいながら、指導のあり方を考え直したい。
- ・ 自分の行為によって傷つけてしまった生徒には申し訳ない。

○懲戒処分の量定

「減給2か月」

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

○教諭Aが日常的に体罰を行っていたことについて、どのような感想を持ちますか。

.....

○クラブ活動における指導において、職員による体罰を起こさないために、日頃からどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

.....

○この事案が、教諭A自身に与えた影響はどんなことがありますか。

.....

【体罰撲滅に向けたチェックシート】

yes	no	項 目
		クラブ活動での指導における言葉遣いが、クラブ活動以外での指導における言葉遣いに比較して、悪くなっていませんか。
		クラブ活動での指導において、活動中に意欲を感じない児童生徒に対して、腹立たしく思うことはありませんか。
		児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。
		児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしに叱ることはありませんか。
		児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。

【事例】

教諭Aは、女子バスケットボール部の練習試合でプレーの指導を行う際、指示したプレーをしないなどの理由で生徒に対して何度も暴言を吐いたことがある。

また、指示したことができずプレーの約束事が守れない生徒の左足膝の外側を蹴った。さらに、練習試合では、指示したプレーをしていないことから、右足の裏で当該生徒の腹部を蹴るとともに、右掌で当該生徒の左ほおをたたいた。

このほか、4人の生徒に対して、指示したプレーをしないなどの理由で、右掌で生徒の左ほおをたたいたり、右足で生徒の左足膝の外側を蹴ったりするなどの行為を複数回繰り返した。

○教諭Aの考え

- ・ 試合に勝たせたいという思いから指示したことができないときや、プレーで約束事を守れないときに、感情的になりすぎて、乱暴な言葉を浴びせてしまった。
- ・ この程度のことは、体罰に当たらないと思っていた。
- ・ 部活動の顧問をやりたくて、教員をしてきたのに、顧問から外されることをしてしまった。他の先生から助言をもらいながら、指導のあり方を考え直したい。
- ・ 自分の行為によって傷つけてしまった生徒には申し訳ない。

○懲戒処分の量定

「減給2か月」

【考えてみましょう】

○この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

…社会人としての常識や教育公務員としての法の理解が不足しているため、自身の勝手な思い込みで有形力…
…の行使について正当化している。

○教諭Aが日常的に体罰を行っていたことについて、どのような感想を持ちますか。

…教員として責任感や使命感が希薄。
…勝利至上主義ではなく、お互いに励まし合い、相手を大事にするようなスポーツマンシップの精神に則った指導をする。

○クラブ活動における指導において、職員による体罰を起こさないために、日頃からどのようなことに気を付ければよいでしょうか。

…どのプレーがミスにつながっているのか、具体的に指摘し、これからのプレーで気を付けることを冷静に指導する。
…「部員とは信頼関係ができていいる」という勝手な思い込みによる恫喝の指導ではなく、丁寧な対話で教師の思いを伝える。

○この事案が、教諭A自身に与えた影響はどんなことがありますか。

…生徒、保護者から「体罰教師」と噂されるようになった。
…保護者から指導方法について抗議を受けるなど、保護者からの信頼を失った。

体罰防止に向け適切な指導の実践

- ・ 児童生徒等の問題行動を指導する場面では、感情の高ぶりにまかせることなく、言葉によるコミュニケーションを通じて指導すること。
- ・ 児童生徒等に、何について、なぜ指導するのかを説明し、児童生徒等が自らの非を認識し、指導を聞き入れ、反省する態度を示すことができるような指導を行うこと。
- ・ 児童生徒等の問題行動について、保護者と連携できる関係を構築するため、日頃から保護者との情報交換を行うこと。
- ・ 部活動指導や生活指導を組織的に行う体制を校内に構築すること。

体罰の定義

- 教員が、児童生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。
- 懲戒のうち、教員が、児童生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。
- 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間の正座や起立させるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。
- 暴言や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰等の分類

体罰	直接、間接的に肉体的苦痛を与える行為
不適切な指導	肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使
行き過ぎた指導	運動部活動や体育授業などで現状に適しない過剰な指導
暴言	恐怖感、侮辱感など精神的苦痛や負担を与える言動
指導の範囲内	肉体的負担を与えない程度の極軽微な有形力の行使
適切な指導	法令で認められた範囲内の懲戒行為
正当防衛	防衛のためやむを得ずした有形力の行使
緊急避難	生命、身体、自由に対する危機を避けるための行為

【体罰撲滅に向けたチェックシート】

yes	no	項目
		クラブ活動での指導における言葉遣いが、クラブ活動以外での指導における言葉遣いに比較して、悪くなっていませんか。
		クラブ活動での指導において、活動中に意欲を感じない児童生徒に対して、腹立たしく思うことはありませんか。
		児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。
		児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしに叱ることはありませんか。
		児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。